

第175回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第12号

平成30年12月3日かすみがうら市農業委員会告示第12号をもって、平成30年12月10日(月)かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第175回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年12月10日(月) 午後3時開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 欠席	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 欠席	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠席	

4. 欠席委員

1番 栗山 千勝      11番 鈴木 良道      15番 齊藤 幸雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫      局長補佐 山本 好徳  
主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

2番 塚本 勝男      3番 海東 功

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第84号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第85号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第86号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第87号 現況証明願の交付決定について  
議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第89号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)  
議案第90号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

⑥ その他

8. 閉会

午後4時15分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第175回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は12名で、会議規則第7条の定足数に達しております。</p> <p>よって総会は成立しております。</p> <p>なお、会議規則第4条により、1番 栗山 千勝委員、11番 鈴木 良道委員、15番 齊藤 幸雄委員から、欠席届が提出されております。また、6番 飯田 敬市委員が遅れる旨の連絡がございました。それでは、会長が欠席ですので、会議規則第5条第2項の規定により、会長代理がその職務を代理することとされておりますので、以後の議事進行につきましては、市川会長代理にお願い致します。</p>
議 長	<p>市川会長代理あいさつ</p> <p>はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、2番 塚本 勝男委員、3番 海東 功委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本補佐を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p> <p>次に議案審議に入る前に、報告事項を申し上げます。前回の総会終了後、農地利用最適化推進委員の正・副委員長を選出が行われ、委員長に山口 正男推進委員、副委員長に長谷川 昌信推進委員が選出されましたので、ご報告いたします。</p> <p>代表しまして、山口 正男推進委員長からご挨拶をいただきます。</p> <p>(山口推進委員長 あいさつ)</p>
議 長	<p>次に前回、11月12日総会の議案第79号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について、5番 鈴木委員から質問のありました、原発による市内避難者への住宅の補助等について、事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。それでは、議案審議に入ります。</p> <p>報告第37号、第38号、第39号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第84号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。</p> <p>(議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。</p>

	<p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p> <p>(6番 飯田 敬市委員 入室)</p>
12番 久松委員	<p>12月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、鈴木委員と市川委員と私 久松の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは、説明いたします。</p> <p>番号1番は、●●の●●集落センターより約500m北東に位置する田2筆になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請にいたしました。水稻を作付する計画です。</p> <p>番号2番は、番号1番と同じく、●●集落センターより約300m西に位置する田1筆と、約200m北東に位置する田2筆となります。現況は、いずれもきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付する計画です。</p> <p>番号3番は、●●の●●公民館より約400m南東に位置する畑になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。ブルーベリーを作付する計画です。</p> <p>番号4番は、●●の●●集落センターより約250m東に位置する畑になります。現況は多少雑草が繁茂している状況ですが、耕起によりすぐ畑に戻る状況でした。申請人は隣接する農地を所有しており、進入路がない土地の所有者から要請を受け、今回の申請に至りました。野菜を作付する計画です。</p> <p>番号5番は、●●郵便局より約250m南東に位置する田になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付する計画です。</p> <p>番号6番は、●●の●●より約500m南西に位置する田になります。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。レンコンを作付する計画です。</p> <p>番号7番は、●●の●●公民館より約200m南東に位置する畑になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請にいたしました。野菜を作付する計画です。</p> <p>番号8番は、●●より約300m北西に位置する田1筆と、県道●●線沿いの●●より約200m東に位置する田1筆、約250m北に位置する田1筆です。現況は、いずれもきれいに管理されておりました。申請人は、所有者の居住地が遠方なので、農地を手放したいとの相談があったことから、今回の申請に至りました。水稻を作付する計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
10番 中山委員	譲受人、●●さん、76歳ということですが、農家できるのですか。引退の年齢ではないですか。
事務局	76歳ということで、通常であれば疑問が生じてきてしまうところもあるのですが、あくまで、事務局としては、農家としてやりたいということで、あがってきているものですから。
10番 中山委員	了解。

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第84号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第85号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。（議案の朗読を行う）
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、●●より約1.1km西に位置し、第2種農地と判断しました。 現況は樫の木が植栽され、周辺の山林と一体化している状況で、申請人から始末書が添付されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第85号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、議案第85号 番号1番については、3,000㎡以上の案件となることから、17日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆様にはご承知おき願います。
議 長	次に、「議案第86号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
議 長	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。（議案の朗読を行う）
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	説明いたします。図面番号2番をご覧ください。 番号1番は、●●より約650m東に位置し、第1種農地と判断いたしました。 現況は、既存の工場の敷地として、ビニール倉庫が既に建っており、申請人から始末書が添付されております。申請人は、プラスチック製容器の製造業を営んでおり、工場の敷地拡張のため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。また、申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張であり、拡張となる今回の申請面積が既存施設である工場の面積、2,729㎡の1/2以内であることから不許可の例外に該当し、許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号、同じく2番をご覧ください。

番号2番は、●●より約650m東に位置し、第1種農地と判断いたしました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、従業員駐車場が不足しているため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。また、申請地は第1種農地ですが、業務上必要な施設であり、かつ、既存工場と同一大字地内であることと、申請地へ6戸以上の住宅が連坦している状況から、不許可の例外に該当するため許可要件は満たしていると考えます。続いて、図面番号3番をご覧ください。

番号3番と4番は、●●の●●の南側に位置し、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は、事業拡大のため食品加工工場・機械室・排水処理施設を建設する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。続いて、図面番号4番をご覧ください。

番号5番は、●●学校より約500m東に位置し、第2種農地と判断いたしました。現況はきれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。続いて、図面番号5番をご覧ください。

番号6番は、●●より約150m北東に位置し、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地へ影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号3番及び番号4番は、同一事業の内容でありますので、一括審議とします。

議 長 番号3番及び番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番及び番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号3番及び番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第86号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、議案第86号 番号3番及び番号4番については、同一事業であり、3,000㎡以上の案件となることから、17日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんにはご承知おき願います。
議 長	次に、「議案第87号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	説明いたします。図面番号6番をご覧ください。 番号1番は、●●学校より約100m南東に位置します。こちらは、昭和44年に建築された居宅が建っており、現況も宅地の状況になっていることから証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願います。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第87号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。10ページをお開きください。 今回利用権の設定は全体で41件、面積は132,949.54㎡です。その内、新規20件で、主な作物は水稻、野菜、レンコンとなります。再設定は21件で、主な作物は水稻・

	<p>果樹・レンコン・飼料作物となります。</p> <p>以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第88号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第89号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>19ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。</p> <p>茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件、面積5,590㎡です。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第89号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第89号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第90号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>21ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。</p> <p>市長より平成30年11月26日付けで農用地利用配分計画(案)の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が10件、面積が11,009㎡です。</p> <p>21ページの●●地内の6件については、担い手が規模縮小によることにより、新たに農地中間管理機構が農地利用配分計画を定めるため、また、残り4件については議案第89号の農用地利用集積計画の公告と同時施行とするための内容となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>



議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第90号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第90号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。
6番 飯田委員	遅くなって申し訳ございませんでした。こういう話を聞きました。●●地区、農地ではなく山林を、ソーラーパネルを使いまして売電をしたらしいのですが、雨水対策が悪かったということで、下の居住者がだいぶ異議を申し立てているという話を聞きました。私も12月の2日には、●●の●●さんの山林をソーラーにするという内容で、視察をし、現状を見てまいりましたけど、これは、非常に排水が整って許可要件を満たしているということですが、山林の場合は、そういう排水等が管理されていないような、これは農業委員会とは別なですけど、そういう問題が生じる場合がありますので、後の流末処理ですか、適切にやって許可するということが大事ではないかと思う。これは、●●地区からの住民からの意見を述べたものですけど、そういう事例もあったということです。以上です。
議 長	これは、ご意見としてお伺いしておきます。他にございませんか。
議 長	次に、来月の総会は、1月10日(木)の予定です。通常ですと、午後2時開会の予定ですが、同日、午後3時から賀詞交歓会が予定されております。ついては、賀詞交歓会に出席される農業委員さん、推進委員さんのご都合をお伺いして、総会の開会時刻を決めたいと思いますが、いかがでしょうか。 午前10時あたりで予定したいと思いますが。  (午前10時で良いとの声あり)
議 長	それでは、1月10日(木)午前10時開会といたします。
議 長	なお次回の事前調査員は、栗原 進一委員、栗山 千勝委員、塚本 勝男委員です。日時は、1月4日(金)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしく願い致します。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	①互助会慶弔規程により、齊藤会長に病氣見舞い金を支出 ②平成31年度農業委員会総会等開催予定表配布 ③農地利用状況調査図面、名刺及び農業委員会手帳の配布 ④農林水産課から農地売買希望の情報提供 ⑤本日午後6時から、レストランみゆきにおいて忘年会の開催案内 ⑥農地利用状況調査結果及び農業委員会活動記録簿(4月から10月)の集計結果報告
議 長	只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
山口推進委員	齊藤会長への病氣見舞い金は、農業委員だけで支出したのですか。推進委員は入っていないのですか。
事務局長	互助会慶弔規程は、農業委員さんと推進委員さん 一本の通帳で管理しているので、推進委員も入っています。

議 長

よろしいですか。  
以上をもちまして、第175回総会を開会いたします。  
長時間にわたり慎重審議大変ご苦勞様でした。

(午後4時15分閉会)